

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により、東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業の民間事業者を選定したので、同法第11条の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

平成30年3月 30 日

国土交通省四国地方整備局長 平井 秀輝

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業
民間事業者選定結果

平成 30 年 3 月 30 日

目 次

1. 事業概要	1
2. 経緯.....	1
3. 事業者選定方法	2
4. 第一次審査	2
5. 第二次審査	3
6. 審査講評	5

1. 事業概要

(1) 事業名

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

- ・電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項の 7 に定める電線共同溝（道路の附属物））
- ・道路（車道、歩道、植樹帯等）
- ・道路附属物等（道路照明、道路標識等）

(3) 事業施工場所

- ・所在地：愛媛県松山市東石井 2 丁目～小坂 5 丁目交差点の既存電線共同溝との接続箇所
- ・事業対象：一般国道 33 号
 - ① 東石井地区：東石井 2 丁目～天山 3 丁目
 - ② 天山地区：天山 3 丁目～小坂 5 丁目
- ・事業延長：約 3.1km（東石井地区：約 1.4km、天山地区：約 1.7km）

(4) 事業方式及び事業内容

1) 事業方式

BTO 方式（サービス購入型）

2) 事業内容

電線共同溝等の設計、工事、維持管理

(5) 事業期間

事業契約締結日から平成 44 年 3 月 31 日まで（約 14 年間）

(6) 事業の実施

落札者は、事業契約を締結後、本事業を実施する。

2. 経緯

事業者選定までの主な経緯は以下のとおりである。

- ・実施方針の策定・公表：平成 29 年 8 月 10 日
- ・特定事業の選定：平成 29 年 10 月 13 日
- ・入札公告：平成 29 年 10 月 31 日
- ・第一次審査資料（参加表明書等）の受付期限：平成 29 年 11 月 29 日
- ・第一次審査結果の通知：平成 29 年 12 月 19 日
- ・入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付期限：平成 30 年 1 月 24 日
- ・開札及び民間事業者の選定：平成 30 年 3 月 5 日

3. 事業者選定方法

(1) 事業者選定方法の概要

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）には、PFI や施設の整備及び維持管理等の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用した。

また、審査は、第二次審査に進むための競争参加希望者の資格、実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

(2) 事業者選定の体制

四国地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置した。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

有識者等委員会 委員

委員長	松村 暢彦	愛媛大学 社会共創学部環境デザイン学科 教授
委員	二神 透	愛媛大学 防災情報研究センター 准教授
委員	鈴木 茂	松山大学 名誉教授
委員	兼平 裕子	愛媛大学 法文学部人文社会学科 教授
委員	鳥羽 保行	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 所長

(敬称略)

(3) 有識者等委員会の開催経緯

有識者等委員会の開催経緯は以下のとおりである。

第1回 平成29年7月14日

第2回 平成29年9月6日

第3回 平成29年9月22日

第4回 平成29年12月8日

第5回 平成30年2月16日

4. 第一次審査

(1) 第一次審査の概要

第一次審査は、応募者が、第二次審査のための提案等を行う者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

四国地方整備局は、応募者が入札説明書に示す資格要件及び実績等を満たしているか否かの審査を行う。

(2) 応募状況

平成 29 年 11 月 29 日までに 1 グループの応募があり、競争参加資格があることが確認され、平成 29 年 12 月 19 日に通知した。競争参加資格が確認されたグループは(3)のとおりである。

(3) 参加資格確認グループ

エヌ・ティ・ティ・インフラネットグループ

代表企業：エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

構成企業：日本コムシス株式会社、株式会社長大 高松支社

5. 第二次審査

(1) 第二次審査の概要

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、第二次審査資料を審査するものである。第二次審査の手順は以下のとおりである。

1) 事業提案審査

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に、要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

ア 必須項目審査

事業提案が要求水準（必須項目）をすべて充足しているか否かの審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合は欠格とする。なお、適格者については、基礎点 600 点を付与する。

イ 加算点項目審査

事業提案のうち加算点項目について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 400 点満点とする。

① 有識者等委員会における採点・審査結果案作成

有識者等委員会において、事業提案の審査方法で示す加算項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、審査結果案を作成する。なお、有識者等委員会は、民間事業者に対して提案内容を確認するため、ヒアリングを実施する。

② 四国地方整備局による審査結果の決定・加算点付与

四国地方整備局は、審査結果案をもとに、加算点を決定し、上記ア必須項目審査により付与された基礎点に加算点を付加する。

2) 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。全ての応募者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

3) 総合評価

1) の審査による事業提案の得点及び 2) の予定価格の範囲内の入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。

(2) 事業提案審査

1) 必須項目審査

事業提案が要求水準（必須項目）をすべて充足しているか否かの審査を行った結果、応募 1 グループを適格者と判断し、基礎点 600 点を付与した。

2) 加算点項目審査

評価基準に基づき、有識者等委員会において加算点項目の審査を行った。なお、全ての加算点項目について各委員が採点を行い、それらの採点結果の平均を委員会の総意で各加算点項目における審査結果案を作成した。

四国地方整備局は、審査結果案をもとに、加算点を決定し、評価の結果として確定した。

加算点項目審査結果は、以下の表のとおりである。

加算点項目の審査結果

評価分類／評価の視点	配点	評価点
①必須項目審査(基礎点)		
①基礎点 合計	600	600
②加算点項目審査(加算点)		
1. 事業計画全般に関する事項	100	42.50
2. 設計業務に関する事項	150	86.25
3. 工事業務に関する事項	90	67.50
4. 維持管理業務に関する事項	60	30.00
②加算点 合計(1. ～4.)	400	226.25
得点(①基礎点+②加算点)	1000	826.25

(3) 得点

有識者等委員会の審査結果案を受け、四国地方整備局は入札参加者の得点（基礎点＋加算点）を以下のとおり決定した。

エヌ・ティ・ティ・インフラネットグループ

$$600 \text{ 点} + 226.25 \text{ 点} (42.50 + 86.25 + 67.50 + 30.00) = 826.25 \text{ 点}$$

(4) 開札及び総合評価

平成 30 年 3 月 5 日に開札・総合評価を実施した。

結果は、下表のとおりであり、エヌ・ティ・ティ・インフラネットグループを落札者として決定した。

入札結果

入札参加者	得点 (X)	入札価格 (億円) (Y)	入札価格 ≤ 予定価格	評価値 (X/Y)	総合 順位	摘要
エヌ・ティ・ティ・ インフラネット グループ	826.25	19.15	○	43.146	1	落札

※評価値は小数点以下 3 桁までの表記

(5) VFM 評価

落札者の提案内容に基づき VFM の評価を行った結果、約 9.1%の VFM があることが確認された。

項目	値
①PSC(現在価値ベース)	1,898 百万円
②PFI-LCC(現在価値ベース)	1,726 百万円
③VFM(金額)	172 百万円
④VFM(割合)	9.1%

6. 審査講評

(1) 総評

本事業は、道路行政において重要な施策となっている道路空間における無電柱化事業を推進するために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を目指すものである。

施設整備にあたっては、国が実施した予備設計業務の成果を踏まえ、支障移設物等の様々な想定リスクを考慮するとともに、多様な関係者との調整を図りながら非常に短い工期でかつライフサイクルコストを縮減するための取り組みがなされるものでなければならない。

また、維持管理においては、日常時・非常時・災害時における効率的かつ効果的な取り組みがなされるものでなければならない。

このような要求に対して、本事業には 1 グループからの提案を受けた。提案のあったエヌ・ティ・ティ・インフラネットグループによる提案内容は、本事業の目的や基本理念を十分に理解し、国の提示した要求水準の内容に応えるものとなっており、評価できる内容であった。特に、事業計画については、本事業特有のリスク分担の分析を行い、それに基づき円滑な事業実施のための対応策等の提案がなされていた。

限られた期間の中で、熟度の高い提案をまとめた提案力を高く評価するとともに、その熱意に多大なる敬意を払うところである。

エヌ・ティ・ティ・インフラネットグループの提案に関する講評は、以下のとおりである。

(2) 個別評価

① エヌ・ティ・ティ・インフラネットグループ

ア 事業計画全般に関する事項

- ・ PFI 事業の官民双方の実績を活用し、各段階で客観的な立場からセルフモニタリング業務を実施する点が評価できる。
- ・ 独立したモニタリングチームを設置し、セルフモニタリングを実施する点が評価できる。
- ・ 顕在化の予兆が確認されたリスクについては、リスク管理委員会にて管理方策を再検討する点が評価できる。

イ 設計業務に関する事項

- ・ 配線計画について、大幅なコスト縮減を意識した管種変更について、入線者等との合意形成を図り決定する点が評価できる。
- ・ 維持管理段階における容易かつ効率的な管理方法として、入孔することなく路上から写真撮影を行うことで、安全性の向上や省力化を図る点が評価できる。
- ・ 各種調査した位置を地図上に落とし込み、データ登録することで、視覚的にも分かりやすく管理を行う方法が評価できる。

ウ 工事業務に関する事項

- ・ 沿線関係者との調整方法として、沿線周辺者の周知調整を 3 段階（時期・対象者）に分けて実施する計画が評価できる。
- ・ 関係機関と調整する項目として、交通量調査結果を踏まえ、作業時間帯及び規制車線数を検討する点、緊急車両の通行に支障が出ないよう工事箇所・規制方法・規制時間等を事前に調整する点が評価できる。
- ・ まつりなどのイベント時の調整として、イベント当日は工事を中止し、さらなる安全な通行を確保する計画としている点が評価できる。
- ・ 施工時の渋滞対策として、交差点規制箇所の 1km 手前に規制予告板を設置する点、工事規制の先端に視認性確保のため高視認性を設置する点が評価できる。

エ 維持管理業務に関する事項

- ・ 入線手続きの円滑化として、ケーブル敷設計画書（入線・抜柱予定時期など）を確認するため定期的な調整会議を開催する点が評価できる。